

図2

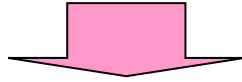
修学旅行の引率業務など、どうしても長時間勤務させなければならない場合は、1日7時間45分を超えて勤務させることができます。
(変形労働時間制)

事例

- 修学旅行実施日：5月31日(木)～6月2日(土)
 - 通常の勤務時間：8:15～16:45(休憩時間45分を含む)
- | | | |
|----------|------------------------|---------|
| 5月31日(木) | 5:30～22:00(休憩時間1時間を含む) | 15時間30分 |
| 6月1日(金) | 5:30～22:00(休憩時間1時間を含む) | 15時間30分 |
| 6月2日(土) | 8:15～19:15(休憩時間1時間を含む) | 10時間00分 |
| 6月4日(月) | 勤務不要日 | 0時間 |
| 6月5日(火) | 割振り無し | 0時間 |
| 6月11日(月) | 8:15～13:45(休憩時間なし) | 5時間30分 |
| 6月15日(金) | 8:15～11:00(休憩時間なし) | 2時間45分 |
| 6月19日(火) | 11:45～16:45(休憩時間なし) | 5時間00分 |
- 4週の設定：5月28日(月)～6月24日(日)

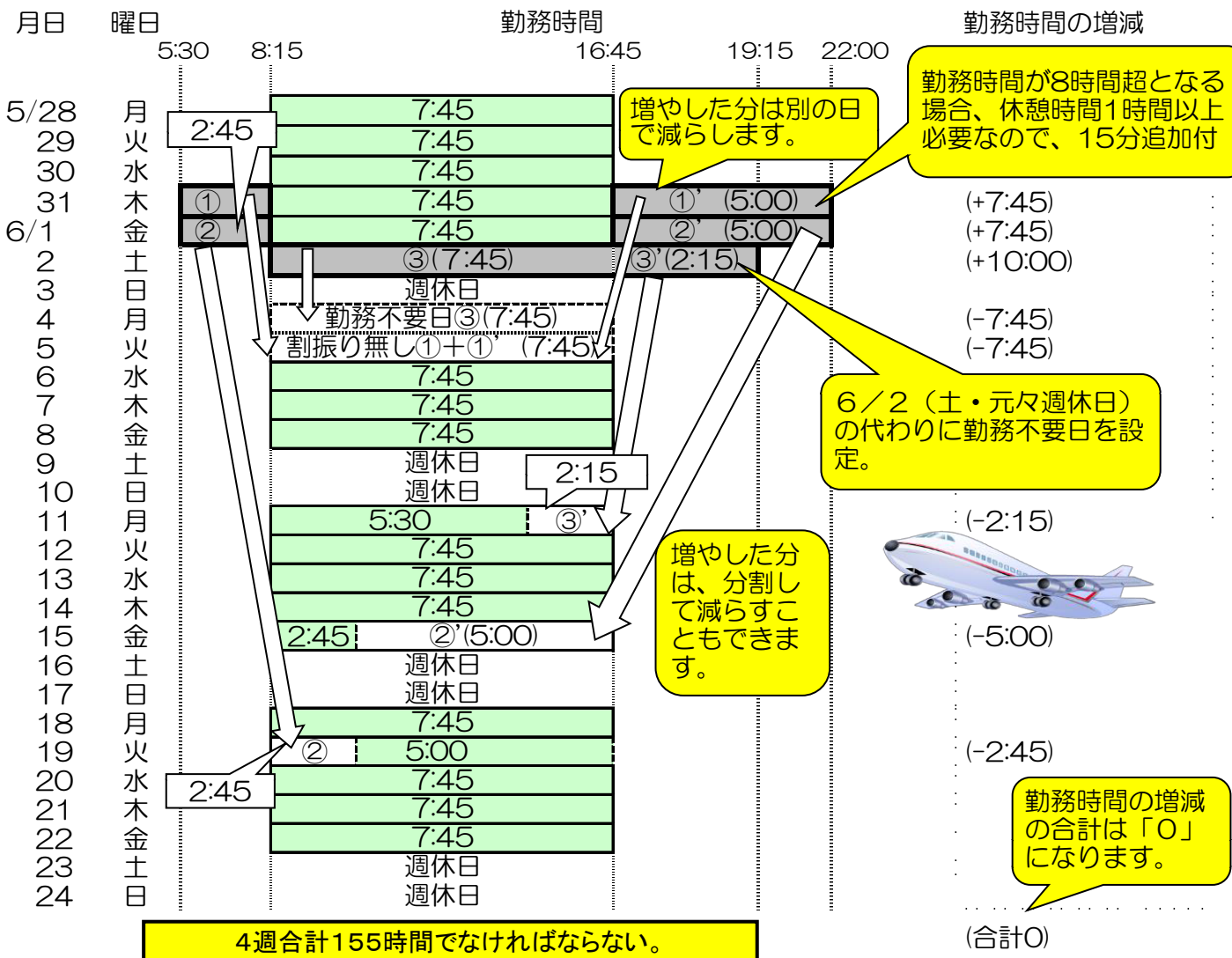
普段の勤務時間

月～金の毎日、勤務時間は7時間45分



修学旅行の引率業務などの勤務時間

1日の勤務時間を7時間45分より増やすことができます。ただし、増やした分は、別の日で減らさなければなりません。



注：7時間45分を超えて勤務させることができる業務は、①修学旅行等の引率業務②体育祭(運動会)等の業務③文化祭(学校祭)等の業務④体育祭(運動会)等及び文化祭(学校祭)等の準備業務⑤登校時の通学指導業務⑥校区内巡視業務⑦現場実習の引率業務⑧家庭訪問の業務⑨教育相談の業務に限ります。
(「勤務時間のスライド」及び「振替期間の特例」は、「週休日の振替」の取扱いであり、「変形労働時間制」とは異なるものです。)

(「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」について)